

## 体育施設運営規則

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人管理規約（以下「管理規約」という。）第18条に基づき、ワコーレ・ロイヤルガーデン北本（以下「本団地」という。）内のアネックス棟に存する体育施設（以下、「体育施設」という。）の運営について次の通りワコーレ・ロイヤルガーデン北本体育施設運営規則（以下「運営規則」という。）を定める。

### （管理運営）

- 第 1 条 体育施設の管理運営は、当該施設の管理者としてのワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人（以下「管理組合法人」という。）が行うものとする。ただし、その業務の全部又は一部を、管理規約第36条に定める第三者（以下「受託者」という。）に委託することができるものとする。
- 2 本運営規則における管理者の承認は、管理規約第55条に定める理事会（以下「理事会」という。）の決議により行わなければならない。

### （利用対象）

- 第 2 条 体育施設を利用できる対象として下記の通り定める。
- (1) 本団地各棟の区分所有者、居住者、及びその同伴者
  - (2) 本団地敷地内施設において事業を営む者、及びその従業員
  - (3) 管理組合法人と継続的な契約関係にある業者、及びその従業員
  - (4) その他、管理組合法人が認めた者

### （利用できない者）

- 第 3 条 前条各号の規定に関わらず、体育施設を利用できない者は、次の身体疾患を持つ者、身体に刺青のある者とする。ただし、治療後正常に戻った場合はその限りではない。
- (1) 心臓異常者、高血圧要注意者、及び結核要注意者
  - (2) 眼、及び耳に病気を持っている者
  - (3) テンカン等卒倒性体質者
  - (4) 法定伝染病、その他伝染病疾病のある者
  - (5) 管理者、又は受託者（以下「管理者等」という。）が運動禁止の必要を認めた者
  - (6) その他、医師により運動が不相当と診断された者
- 2 上記の身体疾患については利用者の自己管理とし、管理者等は利用に際し

てその事実の確認を行う義務を負わない。当該原因で発生した事故等について、管理者等は責任を負わず、他の利用者に影響を及ぼした場合にはその原因者が一切の責任を負うものとする。

#### (管理者等の免責事項)

第 4 条 利用者は下記の行為により発生した事故について、管理者等は一切の責任を負わず、当該行為に起因して他の利用者に影響を及ぼした場合には、その原因者が一切の責任を負うものとする。

(1) 利用者が管理者の許可なく持ち込んだ器具等の使用に起因する事故

(2) 利用者が運動用具の使用方法を誤って使用したことに起因する事故

(3) 利用者自身が自らの能力を超えた過度の運動をしたことに起因する事故

#### (利用料)

第 5 条 利用者は、その利用の都度、管理者に利用料を納入するものとする。

2 利用料は別表第 1 に示すものとする。ただし、別表第 1 に定める利用料及びその支払方法は、理事会の決議により直ちに変更することができる。

3 体育施設の運営を第三者に委託した場合は、前項に定める利用料は、第 1 項の規定に関わらず当該受託者の収入とすることができる。

#### (利用の制限)

第 6 条 管理者等は、講習会、特別行事、スクール、及び貸切使用等の場合は利用を制限することがある。

#### (利用上の原則)

第 7 条 利用者の年齢制限は設けないが、幼児等の利用に際しては保護者等の同伴を原則とする。又、マシントレーニング、ダンベル、及びサウナ室への入場については、幼児、及び義務教育中の者の利用は管理者等が認めた場合を除き、原則としてできないものとする。

#### (禁止事項)

第 8 条 入館者は、入館時に申告した目的以外の行為で体育施設内に許可なく滞在することができない。又、館内で運動の本来の目的を超えた危険な行為及び飲酒をしてはならない。

#### (利用の停止)

第 9 条 管理者等は、利用者が次の何れかに該当する場合、当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 運営規則その他、管理者等の定めた事項に反する行為を行ったとき
- (2) 体育施設の運営の秩序を乱したとき
- (3) 故意に管理者等の管理する施設、設備を毀損したとき
- (4) その他、管理者等が処分を相当とする行為があったとき

#### (開館日、休館日、及び利用時間)

第10条 開館日、休館日、利用時間（以下、「開館日等」という。）は別表第2に示すものとする。ただし、別表第2に定める開館日等は理事会の決議により直ちに変更することができる。

- 2 第1項の開館日等は、理事会の決議により臨時に変更することができる。

#### (受託者の営業行為)

第11条 受託者は、自らの広報活動に依り、広く利用者を募集し、当該利用者から入会金等の一時費用、及び定期の会費、並びに貸切使用料（以下、「会費等」という。）を定め、当該会費等を徴収して体育施設を利用させることができる。

- 2 前項の会費等を負担した利用者は、運営規則第5条に定める利用料を負担しない。
- 3 第1項の会費等は、受託者の収入とすることができる。
- 4 受託者は、本条に定める営業行為を行おうとするときは、予めその営業の内容、開館日等、及び会費等の額、並びにその徴収方法について管理者の承認を得なければならない。
- 5 受託者は、自らの営業行為、従業員の研修等により運営規則第10条に定める開館日等以外に体育施設を使用しようとするとき、また、日時に関わらず貸切使用をさせるときは、予め管理者にその旨を届出なければならない。
- 6 受託者は、管理組合法人が指定する特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）との契約に基づき、当該NPOに体育施設を使用料を徴収して使用させることができる。
- 7 前項の契約にあたっては、受託者は、当該NPOの使用する体育施設の部分、使用目的、曜日、時間帯、料金等の契約内容について予め管理者の承認を得なければならない。
- 8 第6項の使用料は、受託者の収入とすることができる。
- 9 受託者は、営業活動を行うにあたって、本運営規則第2条各号に定める者の利用に最大限の配慮を行わなくてはならない。
- 10 受託者は、本運営規則に定めるもののほか、管理者の承認を得て、体育施設を運営するために必要な利用細則等を定めることができる。

#### （受託者の報告義務）

第12条 受託者は、毎月の体育施設の利用状況の所定の事項について、当該月の翌月末日までに管理者に書面で報告しなければならない。

2 前項の所定の事項は、管理者が定めて受託者に通知するものとする。

#### （傷害事故の場合における補償及び責任）

第13条 体育施設で利用者が偶然なる事故により生命又は身体を害した場合、管理者等が付保する損害保険の適用の範囲内において補償するものとする。損害保険の補償の内容について利用者から説明を求められたときは、管理者等はこれに応じなければならない。ただし、利用者の責に帰する事由により利用者が受けた損害に対しては、当該損害保険による補償を受けられなくても管理者等は何ら責任を負わないものとする。

#### （利用者の損害賠償責任）

第14条 利用者が体育施設内で自己の責任に帰すべき事由により、管理者等、又はその他の第三者に損害を与えた場合は、その原因者が賠償の責任を負うものとする。

#### （利用規則の改廃）

第15条 運営規則の改廃は、管理規約第45条第2項に定める団地総会において出席組合員の議決権の過半数で決するものとする。ただし、運営規則第5条、及び第10条に定める事項については、その定めによるものとする。

#### （附 則）

第1条 この運営規則は、平成16年9月26日の平成15年度（第13回）定期総会において制定し、同年10月1日より効力を発するものとする。

2 平成15年9月28日制定の「ワコーレ・ロイヤルガーデン北本スポーツクラブ利用規則」は平成16年9月30日をもって効力を失うものとする。

3 この運営規則は、平成26年9月28日の平成25年度（第23回）定期総会において改定し、翌年4月1日より効力を発するものとする。

## 別表第 1（第 5 条関係）

### 1. 一般利用料

	幼児及び義務教育中の者	60歳以上の者	左記以外の者
入 場 料	無 料	220円	320円
	※ただし、管理者が認めてマシントレーニング、ダンベル、サウナ室への入場を行う者は200円		
プール利用料 (入場料を含む)	320円	320円	530円
卓球台使用料  (入場料は別途要)	1 台、1 時間付 200円		
	※利用者全員が幼児、義務教育中の者の場合は 1 台、1 時間付100円 ※営利行為の場合は貸切利用料(スタジオ)を適用		

### 2. 貸切利用料（スタジオ）

非営利行為の場合 区分所有者、及び居住者の営利行為の場合	1 時間に付 1,000円
上記以外の営利行為の場合	1 時間に付 3,000円
※この場合、利用者個別に一般利用料は徴収しない。ただし、利用時間の範囲を超えて個人が利用する場合は、その利用内容に応じて個別に入場料、又はプール利用料を徴収する（ただし、30分程度の更衣に要する超過については免除する。）	

### 3. 貸切利用料（プール）

非営利行為の場合 区分所有者、及び居住者の営利行為の場合	1 時間に付 3,000円
上記以外の営利行為の場合	1 時間に付 4,000円
※この場合、利用者個別に一般利用料は徴収しない。ただし、利用時間の範囲を超えて個人が利用する場合は、その利用内容に応じて個別に入場料、又はプール利用料を徴収する（ただし、30分程度の更衣に要する超過については免除する。）	

## 別表第 2（第10条関係）

※平成27年2月の理事会決議に因り、開館時刻は変更されました。

開 館 日	開館時刻	閉館時刻
平 日（水曜日を除く毎日）	午前10時	午後 9 時
土曜日	午前10時	午後 6 時
日曜日	午前10時	午後 4 時
休館日：(毎週) 水曜日・祝祭日 年末年始・・・12月30日～31日・1月1日～5日 G W・・・5月3日～5月5日 夏 期・・・8月中旬の5日間程度（その都度決定して告示する） ※その他臨時に休館日を設けることがある		